

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成30年3月1日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 零時02分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松 本 喜 一 平 池 紘 士

大 出 三 夫 大阿久 岩 人 広 瀬 義 明

海老原 恵 子

欠席委員 渡 辺 照 明

傍 聴 者 大 谷 好 一 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 針 谷 正 夫 千 葉 正 弘

入 野 登志子 大 武 真 一 小 堀 良 江

中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	茅原	剛
総合政策部副部長	小保方	昭洋
総務部長	赤羽根	則男
危機管理監	榎本	佳和
財務部長	小林	敏恭
会計管理者	岸	千賀子
監査委員事務局長	田中	徹
消防長	増山	政廣
総合政策課長	寺内	秀行
秘書課長	川津	浩章
シティプロモーション課長	福田	栄治
蔵の街課長	中田	芳明
遊水地課長	荒川	明
地域づくり推進課長	飯島	正則
大平地域づくり推進課長	茂呂	浩司
藤岡地域づくり推進課長	山市	進
都賀地域づくり推進課長	佐藤	真治
西方地域づくり推進課長	田口	幸雄
岩舟地域づくり推進課長	岩崎	充
総務課長	名淵	正己
職員課長	永島	勝
情報システム課長	塚田	薫
契約検査課長	牧野	修一
危機管理課長	糸井	孝王
管財課長	萩原	雄一
参事兼財政課長	杉山	知也
公共施設再編課長	神永	和俊
市民税課長	海老沼	文明
資産税課長	山野井	広実
収税課長	野中	守
会計課長	出井	均
選挙管理委員会事務局次長	田嶋	亘

監 查 委 員 事 務 局 次 長	佐	山	美	枝
消 防 本 部 次 長	石	田		栄
消 防 総 務 課 長	上	岡	健	司
消 防 総 務 課 主 幹	本	名	義	人
予 防 課 長	小	島		徹
警 防 課 長	赤	城	一	仁
通 信 指 令 課 長	小	高	照	明
消 防 第 1 課 長	鈴	木	宏	之
消 防 第 2 課 長	栗	田		誠
議 事 課 長	金	井	武	彦

平成30年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成30年3月1日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第17号 栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について
- 日程第 2 議案第21号 栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第23号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第24号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第25号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第26号 栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第42号 栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第13 議案第 1号 平成30年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第17号 栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） 皆さん、おはようございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第17号 栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は17ページから20ページ、議案説明書（その1）は1ページでございます。初めに、議案説明書（その1）の1ページをごらんください。提案理由でございますが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項の規定に基づき、栃木市歴史的風致維持向上協議会を設置するため、栃木市歴史的風致維持向上協議会条例を制定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の17ページをお開きください。こちらは、議案第17号の制定文であります。

続きまして、18ページから20ページが条例案になります。まず、第1条でございますが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項の規定に基づき、栃木市歴史的風致維

持向上協議会を設置するものであります。

続きまして、第2条につきましては、協議会の所掌事項を歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うことなどと定めたものでございます。

次の第3条では、協議会は20人以内をもって組織し、法第11条第2項に規定する者の内から市長が委嘱し、または任命すると定めたものでございます。

第4条では、任期について、第5条では、会長及び副会長について規定してございます。

次のページをお開きください。第6条は会議の招集について、第7条は会議の公開について、第8条は協議会の庶務は蔵の街課が行うこと、第9条はこの条例に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定めるとしたものでございます。

次に、附則でございます。第1項は施行期日について、第2項は任期の特例についてでありまして、この条例の施行の日以後最初に委嘱、または任命される委員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱または任命の日から平成32年3月31日までと規定しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 改めておはようございます。

今回上程いただきました協議会についての条例でございますけれども、これは昨年度発表がございました栃木市歴史的風致維持向上計画の策定について、この資料にも含まれているわけですが、昨年ご提示いただきました資料の中では、協議会の前身が懇談会ということで設置がなされていたかと思えます。今回この懇談会が法定協議会に移行するというところでございますけれども、構成メンバー、そして懇談会と協議会の一番大きな違いというものを伺いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） お答えいたします。

ご案内のとおりスケジュールにあります懇談会につきましては、まず歴史的風致の部分、2年間の計画のものですから、1年目における中央となる歴史的風致の部分についてを検討いただくというものが懇談会でございまして、その後法定協議会といたしまして、平成30年度に条例を制定いたしました後、協議会として連絡調整、進行管理等を進めるというものが協議会でございます。また、構成といたしましては、法に定めましており市町村、また県の関係機関、そして学識経験者及び関係団体を代表するもの等で構成しております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 構成メンバーについては、どういった方々がということではわかるのですけれども、懇談会と協議会、これはメンバー変わるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 中田蔵の街課長。

○蔵の街課長（中田芳明君） 懇談会のメンバーにつきましては、先ほど申し上げましたような方々を中心に構成をしておりますので、協議会にそのまま移行するということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第21号 栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第21号 栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は50ページから64ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の6ページから37ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の6ページをごらんください。提案理由であります、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正等を踏まえ、市の保有する個人情報の保護の推進等を図るため、栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次の改正の概要につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、8ページ、9ページの新旧対照表をごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

なお、改正内容が多いことから、本改正に伴う引用条項の整理や語句の整理につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、栃木市個人情報保護条例の一部改正となります。目次の改正につきましては、今回の改正に伴い、各章に含まれる条文の範囲を改めるものがございます。第2条の改正につきましては、第3号におきまして個人情報の定義の明確化を図りますとともに、第4号として指紋データや旅券番号等の個人識別符号の定義を、第5号として人種、身上等の要配慮個人情報の定義を加えるものです。

10ページ、11ページをごらんください。10ページの上段となりますが、現行の第9号、電子計算組織の定義につきましては、第9条及び第10条に規定する電子計算組織の結合の制限等の規定を削除することにあわせまして、定義を削るものがございます。

第5条の改正につきましては、これまで各号に列記しておりました収集を禁止する個人情報を第2条に定義いたしました要配慮個人情報という語句に置きかえますとともに、ただし書きで規定しておりました適用除外項目を各号に列記するなど、条文の整備を行うものです。

第7条の改正につきましては、10ページ、11ページの一番下から12、13ページの一番上に記載しております第2項第6号におきまして、個人情報を本人以外から収集することができる相手先といたしまして、独立行政法人等及び地方独立行政法人を加えるものです。

12、13ページをごらんください。第3項の改正につきましては、現行の規定を廃止した上で、実施機関が本人から直接書面に記録された個人情報を収集するときは、利用目的を明示しなければならないこと及びその適用除外項目を定めるものです。

第8条第1項第6号の改正につきましては、市の保有する個人情報を提供することができる相手先として独立行政法人等及び地方独立行政法人を加えるものです。

14、15ページをごらんください。14ページに記載の現行の第9条及び第10条につきましては、第8条におきまして個人情報の提供が制限されていること、またITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることを踏まえまして、電子計算組織の結合の制限を緩和するため削除するものがございます。

第15条につきましては、各号において自己情報の開示請求があった場合の非開示情報を定めております。14ページの下段に記載の第2号の改正につきましては、同号に規定いたします開示請求者以外の第三者に関する情報を15ページの下段に記載の改正案第2号の個人に関する情報と、17ページの中段に記載の第3号の法人その他の団体に関する情報の2つに区分いたしました上で明確化

し、除外項目を定めるものでございます。

16、17ページをごらんください。自己情報の開示請求があった場合の非開示情報の続きとなりますが、16ページの下段に記載の現行の第4号の改正につきましては、同号に規定いたします開示することにより、実施機関の公正かつ適正な事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものを17ページの下段に記載の改正案第5号の審議、検討、または協議に関する情報と、19ページの上段に記載の第6号の事務または事業に関する情報の2つに区分した上で、明確化を図るものです。

20、21ページをごらんください。21ページの下段から23ページにかけて記載の改正案第22条につきましては、開示請求に係る個人情報に第三者の情報が含まれている場合に当該第三者の権利に利益を保護するための手続を定めるもので、第1項及び第2項では意見書の提出について、第3項では第三者が反対の意思を表示した場合の手続を定めております。

22、23ページをごらんください。23ページの下段から25ページの上段にかけてとなりますが、改正案第27条第3号につきましては、自己情報の開示決定等に関して個人情報保護審査会に諮問した旨の通知をする相手先に開示に反対する意見書を提出した第三者を加えるものです。

24、25ページをごらんください。25ページの上段に記載の改正案第28条につきましては、自己情報の開示決定に係る審査請求の採決におきまして、第三者の情報を開示する採決をする場合は、第22条第3項に規定する第三者の保護に関する手続と同様の手続をとることを定めるものです。

24ページの中段に記載の現行の第27条につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、市が出資する法人等につきましても一律に個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなりましたことから、当該法人に関する規定を削るものです。

26、27ページの中段をごらんください。栃木市情報公開条例の一部改正となります。第6条の改正につきましては、情報公開請求がなされた場合の非公開情報を改めるもので、先ほどの個人情報保護条例の非開示情報と同様の改正を行うものです。

32、33ページをごらんください。33ページの中段に記載の改正案第11条につきましては、情報公開の請求に係る情報に第三者の情報が含まれている場合に当該第三者の権利、利益を保護するための手続を個人情報保護条例と同様に定めるものです。

34、35ページをごらんください。35ページの中段に記載の改正案第16条につきましては、情報公開請求に係る審査請求の採決におきまして、第三者の情報を公開する採決をする場合は、第11条第3項に規定する第三者の保護に関する手続と同様の手続をとることを定めるものです。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の50ページをごらんください。50ページになります。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきまして、次の51ページをごらんください。改正文となりますが、内容につきましては先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきまして、少し飛びますが、63ページの下段をごらんください。63ページの下段となります。

附則であります。第1項の施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行をするというものです。第2項及び第3項の経過措置につきましては、改正後の条例の規定は条例の施行の日以後になされた請求から適用するというものです。

次の64ページをごらんください。第4項の栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正につきましては、今回の改正に伴いまして、条例中の引用条項を整理するものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第22号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第22号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書は65及び66ページ、議案説明書は（その1）の39ページから41ページとなります。まず、議案説明書によりご説明いたします。39ページをごらんください。提案理由であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、本条

例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります。第1条関係の改正により、本年度の12月期の期末手当の支給割合をさかのぼって100分の5引き上げます。その後第2条関係の改正により、来年度以降6月の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期を2.5引き下げて6月、12月期に割り振り直すものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の40ページ、41ページをお開きください。まず、改正条例第1条関係の第6条第2項の改正につきましては、本年度12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の170から100分の175に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条関係の第6条第2項の改正につきましては、来年度以降6月期の支給割合を100分の155から100分の2.5引き上げ、100分の157.5に、12月期の支給割合を100分の175から100分の2.5引き上げ、100分の172.5に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の65ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の66ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明いたします。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとするものです。第2項につきましては、第1条の規定は平成29年4月1日にさかのぼって適用する、第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給した期末手当につきましては、内払いとみなすというものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、改正条例の公布後の支給となります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第23号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました、議案第23号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書は67ページ及び68ページ、議案説明書は（その1）の43ページから45ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、43ページをお開きください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に改正の概要でございますが、第1条関係の改正により、本年度の12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、第2条関係の改正により、来年度以降6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げて、6月期、12月期に割り振り直すものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の44ページ、45ページをごらんください。まず、改正条例第1条関係の第4条第2項の改正につきましては、本年度12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の170から100分の175に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条関係の第4条第2項の改正につきましては、来年度以降6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、100分の155から100分の157.5に、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げ、100分の175から100分の172.5に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の67ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、次の68ページをごらんください。改正文であります、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明いたします。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。第2項につきましては、第1条の規

定は平成29年4月1日にさかのぼって適用、第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給した期末手当につきましては内払いとみなすというものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、改正条例の公布後に支給することとなります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第5、議案第24号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第24号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書は69ページから79ページ、議案説明書は（その1）の46ページから79ページとなります。まず、議案説明書46ページをお開きください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公

務員の給与改定等に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に改正の概要であります。勤労手当等の支給割合と給料月額を引き上げに係るものでありますが、この後新旧対照表によりご説明させていただき、また参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、48ページ、49ページの新旧対照表をごらんください。改正案、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正第1条関係の勤労手当、第17条の4、第2項の改正につきましては、第1号では再任用職員以外の職員について12月期の支給割合を100分の10引き上げ、100分の85から100分の95に、特定幹部職員にあっては、100分の105から100分の115に改めるものでございます。また、第2号では再任用職員について12月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の45に、特定幹部職員にあっては100分の55に改めるものでございます。

附則第33項の改正につきましては、給与の減額支給措置の対象となっております55歳を超える職員の12月期に支給する勤労手当につきまして、支給割合が引き上げられますことから、減ずる額の算定に係る割合も引き上げるものでございます。

次に、52、53ページをごらんください。このページから59ページまでは行政職給料表でありまして、給料月額を初任給や若年層で1,000円、そのほかはそれぞれ400円を引き上げをするということを基本に改定するものでございます。

60ページ、61ページから67ページまでは、消防職の給料表であります。行政職給料表等の均衡を基本に改定するものでございます。

次に、68ページ、69ページをごらんください。栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係の第16条、第17条でございますが、今回の改正で附則の第30項から32項までが削られることから、字句の整理を行うものでございます。

次に、70ページ、71ページをごらんください。勤労手当第17条の4、第2項第1号の改正につきましては、改正条例第1条において再任用職員以外の職員の12月の勤労手当の支給割合を100分の10引き上げますが、平成30年度以降につきましては年間の支給割合を変更することなく、6月、12月期の支給割合を均等にするというものでございます。同条同項第2号は再任用職員の勤労手当の支給割合についても100分の2.5引き上げ、引き下げを行い、6月、12月期の支給割合を均等にするものでございます。

次に、72ページ、73ページをごらんください。55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置であります。具体的には行政職6級以上、消防職にあっては7級以上の職員の給料の1.5%の減額の経過措置のことを指すわけですが、平成30年3月31日をもって廃止となります。このため、附則の第30項から33項までを削るものであります。改正案のほうがそのような理由から、白紙の状態になっております。

次に、76ページ、77ページをごらんください。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第3条関係であります。特定任期付職員に対する12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の167.5に改めるものでございます。特定任期付職員とは、高度な専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者として採用されたもので、具体的には弁護士が該当いたします。

次に、78、79ページをごらんください。別表第1、特定任期付職員給料表及び別表第2、任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員に準じまして、給料月額を改めるものでございます。

次に、改正条例第4条関係、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。第3条関係で引き上げました12月の期末手当を100分の5引き上げたものを6月期と12月期の期末手当の支給割合を、年間の支給割合を変更することなく均等にするものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の69ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

70ページからは改正文であります。内容につきましては、先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。77ページ、下から4行目の附則からご説明いたします。附則第1項は、この条例は公布の日から施行とするものでございますが、ただし書きの第2条及び第4条並びに附則第3項から第5項及び第7項の規定につきましては、平成30年4月1日からとするものです。具体的内容は、第2条及び第4条については6月期と12月の勤勉手当の支給割合を均等にする、附則第3項から第5項、第7項については55歳を超える職員に対する給与の1.5%を減額支給措置の廃止に伴い、関係条例の条項を整理するもの、第7項については、平成27年4月からの給与制度の総合見直しで抑制した昇給を若年層を中心に1号回復の調整を行うものであります。

附則の第2項につきましては、平成29年12月の勤勉手当の支給率の改正と給料月額の改正は、平成29年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。第3項につきましては、このたびの給与改定によりまして、平成29年4月1日にさかのぼって給料が引き上げとなりますことから、既に支払い済みの給料があるため、その分は給料の内払いとみなすというものでございます。第8項につきましては、規則への委任規定となります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第6、議案第25号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第25号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は80ページから82ページ、議案説明書は（その1）の81ページから89ページになります。まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、81ページをごらんください。提案理由でありませんが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要は、主として育児休業の要件に保育所の入所等に当たり、待機児童となっている場合を加えるものですが、この後新旧対照表によりご説明させていただき、また参照条文につきまして、説明を省略させていただきます。

次の82、83ページをごらんください。第2条及び第2条の3、第2号の改正は、規定の整理を行うものでございます。

84、85ページをお開きください。改正案の第2条の4は、非常勤職員の子が1歳6カ月到達日において育児休業をしており、かつ1歳6カ月日の到達日を超えて引き続き育児休業することが継続的勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、育児休業を取得できる期間は当該児が2歳に達するまでの期間とする規定を加えるものでございます。そして、現行の第2条の4を第2条の5と繰り下げます。

第3条第6号の改正でございますが、既に育児休業をしたことがある職員が当該育児休業に係る子について、再度の育児休業をすることができる特別の事情としてアンダーライン、最後の部分、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、すなわち待機児童となっているような場合ということを加えるものでございます。

86ページ、87ページをお開きください。第4条の改正は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、既に育児休業の期間の延長をしたことがある職員が育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を加えるものでございます。

第10条第7号の改正は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を加えるものです。

また、附則についてであります。第4項から第7項につきましては、給与制度の改正、55歳を超える給与の支給に関する特例措置が配置されますことから、特例措置を受ける職員に係る規定を削り、現行の第8項、第9項を第4項、第5項と繰り上げるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、80ページをごらんください。こちらは制定文となります。

次の81ページから82ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表でご説明申し上げたとおりでございます。

また、施行期日は平成30年4月1日からといたします。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第7、議案第26号 栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第26号 栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は83ページ、84ページ、議案説明書は（その1）の91ページから93ページとなります。まず、議案説明書によりご説明をいたしますので、91ページをごらんください。提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、教育長の厚生会の区分を、厚生会会員の区分を一般職の職員から特別職に変更することでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

92、93ページの新旧対照表をごらんください。具体的には教育長が一般職から特別職にかわりましますので、第3条第2号を副市長及び教育長に改めます。

議案書にお戻りいただきまして、83ページをごらんください。こちらは制定文となります。

次の84ページの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表でご説明したとおりでございます。また、施行の期日は公布の日からといたしますが、第2項で法律改正前の旧教育長に関する経過、そちらを規定いたしております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第8、議案第41号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
当局から説明を求めます。

田嶋選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

議案書は138、139ページ、議案説明書は（その2）の58ページから62ページになります。まず、議案説明書より説明いたしますので、（その2）の58ページをごらんください。提案理由であります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります。1は選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額を引き上げるもので、第2条及び第4条関係になります。2は、選挙運動用ビラの公費負担に係る限度額を引き上げるもので、第12条関係になります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の59、60ページをお開きください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、第2条の改正につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、1日当たりの限度額を6万200円から4,300円引き上げ、6万4,500円に改めるものでございます。

続きまして、第4条の改正につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、1日当たりの限度額を1万1,700円から800円引き上げ、1万2,500円に改めるものでございます。

続きまして、第12条の改正につきましては、選挙運動用ビラの公費負担の限度額について、候補者1人について1枚の作成単価の限度額を7円30銭から21銭引き上げ、7円51銭に改めるものでご

ございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の138ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明は省略いたします。

次の139ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則につきましてご説明いたします。施行期日として、この条例は公布の日から施行する。適用区分としまして、この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 今定例会の今回の議案に関しては、ほとんど結構今まで条例の一部改正というのが続いておまして、法律の改正に伴って、それに乗じて条例を変更していくと、改正していくということでは十分承知の上なのですけれども、端的に当局のほうで考えていらっしゃる引き上げの理由的なもの、あるいは憶測とか要因、そういったものが何かあるようであればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 田嶋選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） 今回の改正につきましては、国のほうが3年に1度の参議院議員のときに見直しをするという例が通常でございまして、消費税を5%から8%への変更を踏まえて、物価の変動も入れての変更ということでございます。国に準じて県、市も改正をするというようなことになっております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第9、議案第42号 栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第42号 栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書は140ページ及び141ページ、議案説明書は（その2）、64ページから66ページであります。初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書（その2）、64ページをごらんください。まず、提案理由であります。救急需要の増加に対応し、市民の安全安心を確保することを目的として、消防職員の定数を増やすため、栃木市職員定数条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。消防職員の定数を195人から204人に改めるというものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、65ページ、66ページをお開きください。第2条第1項の改正であります。第8号の消防職員の定数を195人から204人に改め、これに伴いまして、消防職員を含めました栃木市職員の定数を1,495人から1,504に改めるといふものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案書にお戻りください。議案書の140ページ、141ページをお開きください。140ページにつきましては制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

141ページをごらんください。こちらは改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。附則であります。本条例につきましては平成30年4月1日から施行させていただきたいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答方式でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第10、議案第43号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小島予防課長。

○予防課長（小島 徹君） ただいまご上程をいただきました議案第43号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書は142ページから145ページ、議案説明書（その2）の68ページから94ページであります。初めに、議案説明書（その2）によりご説明いたしますので、議案説明書（その2）の68ページをお開きください。まず、提案理由であります。砂利の採取計画の認可事務について手数料を徴収するとともに、建築基準法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正概要でございますが、1として、砂利の採取計画の認可及び変更に係る手数料を定めること、2として、引用条項及び字句の整理を行うこと、3として、貯蔵所の設置の許可等に係る手数料を改定することでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、69ページ、70ページをお開きください。栃木市手数料条例の一部を改正する条例の別表第1中、現行31の項の次に改正案では新たに32の項、砂利採取法、第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査についての手数料、1点につき3万3,900円、33の項、砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利採取計画の変更の許可の申請に対する審査についての手数料、1件につき1万5,000円を加え、32の項から38の項までを2項ずつ繰り下げ、39の項を41の項に改めるものでございます。

なお、河川区域及び河川保全区域内における砂利採取についての権限は、河川管理者が行うこととなっているため、河川管理者を行う者を除く規定となっております。また、手数料の金額につきましては、栃木県が定める手数料の額と同額としております。

続きまして、別表第2の10の項中、現行の、または12項ただし書きを、改正案では12項ただし書き、13項ただし書き、または次のページをごらんください。14項ただし書きに改め、同表13、14、20、23、24で、次の73ページの29の項中、現行建ぺい率を改正案では、漢字の建蔽率に改め、同表26の項中、現行の68条の4、第1項を改正案では68条の4に改め、同表4中の項中、現行の第115条、第1項を改正案では第116条、第1項に改めるものでございます。

続きまして、別表第4の2の項の2のうち、現行の手数料の金額53万円を、改正案では57万円に改めるもので、以下同様に94ページまでの手数料の金額を改正案のとおり改めるものでございます。

なお、栃木消防署管内には該当する施設はございません。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただいて142ページをお開きください。142ページは、栃木市手数料条例の一部を次のように改正するというところでございます。

143ページをお開きください。栃木市手数料条例の一部を改正する条例の改正内容ですので、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、ここでは省略させていただきます。

145ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答方式でお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第11、議案第46号 栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田嶋選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） ただいまご上程いただきました議案第46号 栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例を廃止する条例の制定につきましてご説明をいたします。

議案書は150、151ページ、議案説明書は（その2）の97ページになります。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、（その2）の97ページをごらんください。提案理由であります、栃木市議会議員の選挙区を廃止するため、本条例を廃止することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

本条例につきましては、岩舟町との合併に伴い設置された選挙区でありまして、栃木選挙区の議員30人と岩舟選挙区の議員4人の2選挙区と定められておりますが、任期相当期間の満了により不要となるため、廃止をするものでございます。

参照条文の説明は省略させていただき、次に議案書によりご説明いたしますので、議案書の150ページをごらんください。こちらは、制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、次の151ページをごらんください。栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例は廃止するというもので、附則といたしまして、この条例は議員任期満了の翌日であります平成30年4月25日から施行するというものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答方式でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

（午前10時08分）

○委員長（針谷育造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第12、議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

杉山参事兼財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第9号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億8,095万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ643億5,219万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ、6ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。1行目の2款1項職員課一般計上事務費につきましては、旧岩舟町に係る懲戒免職処分取消請求上告事件に関する弁護士委託料について、年度内の判決が見込めないため、繰り越しさせていただきます。

次の2款1項コミュニティFM事業費につきましては、難聴地域を解消するための対策方法や放送免許の変更申請に必要となる事項について、総務省との協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、繰り越しさせていただきます。

9ページをお開きください。下から4行目の9款1項防災ハザードマップ作成事業につきましては、ハザードマップに反映すべき河川の浸水想定区域について、県の調査結果の発表が平成30年度におくれることに伴い、年度内の作成が見込めないため、繰り越しさせていただきます。

11ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は1行目の市長及び市議会議員選挙における選挙広報印刷であります。平成30年4月22日に執行される市長及び市議会議員選挙に係る選挙広報の印刷について、平成29年度中に入札事務等を行う必要があるため、債務負担行為を追加させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、左側が補正前、右側が補正後となっております。左側の補正前の起債の目的欄の1行目、まちづくり事業旧庁舎解体から一番下の消防施設整備事業まで計14件について、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、変更はございません。

ページが飛びまして、45ページをお開きください。歳入歳出補正予算書事項別明細書の総括表であります。45ページは歳入、次の46ページ、47ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

48ページ、49ページをお開きください。4款1項1目1節配当割交付金は、補正額9,180万円の減額であります。説明欄の配当割交付金につきましては、これまでの交付実績などを勘案し、減額

補正するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額270万6,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄1行目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でありまして、補助金額の確定により減額補正するものであります。

次に、6目4節社会教育費補助金は、補正額433万4,000円の減額であります。説明欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

52ページ、53ページをお開きください。15款2項7目4節社会教育費補助金は、補正額695万8,000円の減額であります。説明欄の文化財保存事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

次に、16款1項2目1節利子及び配当金は、補正額1,815万9,000円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の大澤基金利子から減債基金利子まででありまして、当初予算にて預金利率を0.2%で見込みましたところ、実際にはそれよりも低利率で推移したことから、減額補正するものであります。

54ページ、55ページをお開きください。16款2項1目1節土地売払収入は、補正額2,487万5,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、法定外公共物の売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が当初予算の見込みを上回ったことから、増額補正するものであります。

56ページ、57ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額12億2,795万7,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、13目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額55万8,000円の減額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用事業費の財源の一部としてふるさと応援寄附金を充てることにしたため、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額130万5,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、ふるさと応援基金を活用して実施する栃木文化会館のピアノの修理について、当初見込みよりも費用を低減できたため、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、19目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額108万円の減額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎、立体駐車場、エレベーターリニューアル工事が当初見込みよりも低額で契約できたため、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、下段の21款市債であります。恐れ入りますが、お手元のタブレットにて平成29年度一般会

計補正予算（第6号）、21款市債資料という資料をごらんください。補正予算書の説明欄につきましては、起債の種類ごとに細かく分類されておりますので、今回補正する理由などをまとめた資料を作成し、タブレットにて議員の皆様へ提供をさせていただきましたので、個々の説明は省略させていただきます。58ページ、59ページをお開きください。1款総務債から6目消防債までの補正合計額は、下の行のとおり6,630万円の減額であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたします。60ページ、61ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額961万6,000円の減額であります。説明欄の職員人件費であります。職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次の職員人件費につきましては、昨年12月に議員1名が辞職したため、その分の議員報酬を減額補正するものであります。

62ページ、63ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額1億267万5,000円の減額であります。説明欄の特別職人件費であります。市長、副市長の給料について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

1つ飛びまして、職員福利厚生事業費につきましては、市職員ストレスチェック業務委託において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましては、早期退職者募集による応募が少なかったことなどにより、不用額を減額補正するものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、育児休業の代替等として雇用する臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより、健康保険料など、臨時職員に係る共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員課一般計上事務費につきましては、育児休業の代替等としてこれをする臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額788万8,000円の減額であります。説明欄の広報事業費につきましては、広報とちぎ印刷、広報紙編纂業務委託及び広報紙配送業務委託において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附のマスコットキャラクター活動支援事業に対する寄附金の減額などにより、積立金を減額補正するものであります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、国の法令等の改正件数が当初の見込みを上回ったため、法令等に係る加除式図書の追録費用を増額補正するものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、これまでの郵便物の発送実績に基づき、郵便料に不用

額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1,550万円の減額であります。説明欄の減債基金積立金及び財政調整基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより、減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額2,761万円の減額であります。説明欄の藤岡総合支所東館解体事業費につきましては、東館解体工事等において入札と執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の西方総合支所倉庫等整備事業費につきましては、車庫、倉庫増築工事及び車庫、倉庫解体工事等において入札等執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の旧庁舎管理費であります。光熱水費について、使用料が当初見込みを下回ったため、減額補正するものであります。

次の庁舎管理費（栃木）であります。本庁舎の光熱水費について、クールビズ、ウオームビズへの積極的な取り組みや、季候の影響により、電気及び都市ガスの使用料が当初見込みを下回ったこと、また本庁舎設備改修工事において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次に、庁舎建設基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより、減額補正するものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、土地売払収入があったことから、当該収入を基金に積み立てるため、増額補正するものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、歳入の法定外公共物売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が増となったことにより増額補正するものであります。

次の旧庁舎等解体事業費につきましては、旧庁舎等解体工事及び工事管理業務委託について、入札執行残が生じたこと、また旧庁舎敷地内電柱移設補償金について、移設対象物件が当初見込みを下回ったことから、減額補正するものであります。

次の本庁舎立体駐車場エレベーターリニューアル工事費につきましては、当該工事において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額922万3,000円の減額であります。説明欄の行政評価システム改修委託事業費につきましては、総合計画、後期基本計画の策定において施策体系の変更などに伴うシステム改修を予定しておりましたが、大幅な変更がなく、システム改修が不要となったことから、減額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の一部を今年度の各種事業の財源として利用するため、積立金を減額補正するものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額1,203万4,000円の減額であります。説明欄の情報端末

管理費（栃木）につきましては、パソコンなどの更新におきまして入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の住民情報システム管理費につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託業務におきまして作業内容を見直し、事業費を削減したこと、またパソコン等の更新におきまして入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

64ページ、65ページをお開きください。説明欄の内部情報系サーバー管理費につきましては、ソフトウェアの更新におきまして入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、電算システム機器保守等委託業務におきまして、作業内容を見直し、事業費を削減したこと、またパソコンの更新におきまして入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次に、15目諸費につきましては、補正額2,238万7,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の1行目、市民協働まちづくりファンド積立金でありまして、ふるさと応援寄附の市民活動で栃木づくり事業に対する寄附金の一部を市民活動推進センター管理運営費の財源として利用するため、積立金を減額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、98ページ、99ページをお開きください。8款4項6目まちづくり事業費は、補正額288万円の減額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、歴史的風致維持向上計画策定支援業務委託において入札等執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

続きまして、102ページ、103ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額583万4,000円の減額であります。説明欄の消防団機械器具置場等整備事業であります。機械器具置場等整備に係る土地購入について、当初の予定とは異なる土地を購入したことにより、不用額が生じたことから、減額補正するものであります。

次の分署非常電源設置事業費につきましては、藤岡分署非常電源設置工事において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の栃木方面隊第7分団ホース乾燥塔移設事業費につきましては、ホース乾燥塔設置工事費において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の消防基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附の栃木の消防力向上事業に対する寄附金の増により、積立金を増額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、110ページ、111ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額3,735万8,000円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の1行目と2行目でありまして、伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、拠点施設利活用計画策定業務委託及び拠点施設調査業務委託において入札執行残が生じたことから、減額補正するものであります。

次の伝統的建造物群保存事業費につきましては、伝統的建造物の修理等の補助対象経費の減額に

に伴い、伝統的建造物群保存事業補助金を減額補正するものであります。

続きまして、114ページ、115ページをお開きください。12款1項1目元金であります。補正額はゼロであり、114ページの右側、補正額の財源内訳につきまして歳入の片柳市営住宅解体補償費の増額に伴い、解体工事の財源に充てていた市営住宅使用料を被災償還元金の財源として振り替えたことによる財源補正であります。

以上をもちまして平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 62、63ページです。2款1項1目、説明上から5行目ですか、臨時職員共済費、それから5節目でこれ育児強化に充てるはずの臨時職員さんが予定より集まらなかったための減額だということでございましたけれども、何人を予想して、実際には何人がお集まりになったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 今詳細な数値は手元にちょっとないものですから、後ほどお答えさせていただきますということよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 1点確認をさせていただきたいのですけれども、この共済費の最初の予算立てというのは、恐らく何人かの職員さんが育児休暇をとるであろうということで、当初より想定されていたわけで、急遽雇うことになった予算立てではないということですよ。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 予算的には産休、病気休暇、そういった職員が生じた場合、そこに対して雇う臨時職員の費用、そういったことで計上しているものでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 何名を予定していて、実際何名であったのかというのは調べていただいでご報告頂戴できればありがたいのですが、これを予算立て計画をして集まらなかった、その結果現状

業務に支障はなかったでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 病気休暇とか産休とか育児休業の話でございますので、集まらなかったということよりも、そういった必要が生じなかったということでございます。病気休暇、特にほんなに人数はあれですが、ある程度若い女性が多い職場などは、結婚などの報告ありますと、ある程度出産まで続くのかなということもございまして、予算的にはちょっとゆとりを持って後で補正をしないようにしているようなことございまして、そういったことでちょっと毎年3月に減額幅が大きい金額となっております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、過去の事例と数年分のデータとかを見たから、おおよそこのぐらいの臨時職員の雇い入れがあるかもしれないということで毎回予算立てをしている中で、今回そういった事例が少なかったので、減額になったという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第13、議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月6日開催の議員全員協議会及び2月26日開催の総務常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長等にご答弁いただくこともありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

1 款議会費の質疑に入ります。予算書は126ページから129ページであります。

なお、質疑に際しては予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、次に移ります。

2 款総務費及び8 款土木費を一括した質疑に入ります。2 款は130ページから175ページ、8 款は283ページの歴史まちづくり事業が所管となります。

質疑はありませんか。ございませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 167ページ、市長及び市議会議員選挙の件なのですけれども、期日前投票で各地区公民館とか、そういうところ期日前投票あるのですけれども、前回衆議院でしたっけ、行ったらきょうは投票ができませんとか、その辺は期日前投票所にちゃんと何日から何日まで期日前投票はできますというのを掲示してもらわないと、市民が行ったときに、ああ、きょうはできないのだ、あしたならできるのだというような状況がありましたので、その辺は今回の選挙でどのように掲示するのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 田嶋選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） お答えいたします。

前回の衆議院の選挙においては、突然の解散ということがありまして、そういう点で準備が不備だった点がありましたことは重々承知しております。各公民館においては、当日に張り出しをしたという経緯がございまして、反省点を踏まえまして、今回は事前に周知をするように張り紙をしておきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ市民がわかりやすい方向性をとっていただきたいと思います。よろしく

お願いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかにございませんか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 毎年聞いているのですけれども、131ページの自治基本条例推進事業費についてお伺いしたいと思います。

主に委員報酬ということなのですけれども、具体的に平成30年度に行う推進事業、主なものを伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 自治基本条例につきましては、市民会議におきまして検討を行っているところでございまして、市民会議につきましては、部会を2つほど設けております。1つが自治基本条例部会、もう一つが総合政策部会ということでございまして、自治基本条例部会につきましては、本年度は自治基本条例の逐条解説の見直しを行っております。来年度につきましては、他市の自治基本条例について研究を行いまして、次回の条例改正の検討の際の基礎資料をつくっていきたいと考えております。また、総合政策部会につきましては、例年同様のことを行っているわけですが、行政評価の外部評価及び行政改革大綱及び財政自立計画の進捗状況の評価を行っていただいております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） やはりこの自治基本条例の意味合いが非常に私は大きい、一番重要な条例だというふうに認識をしているところなものですから、まだまだ市民に対しての周知徹底、あるいは説明とか、そういったものが足りないのではないかなというふうなことをちょっと感じてしまうので、その辺について当局のほうでどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいま議員さんからご提言ありましたとおり、自治基本条例につきましては、市の行政を行っていく、またはまちづくりを行っていく上での一番表の考え方になっているというところで、啓発については大変重要であると考えております。これまでににつきましては、イベント等の際に自治基本条例に関するパンフレットを交付いたしましたり、昨年度から転入された世帯の方につきましては、転入届け出の際にもパンフレットをお渡しするような形をとらせていただきまして、新しく市民になった方にも自治基本条例を知っていただくというような形で取り組みを進めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） ぜひとも平成30年度はこの予算でやっていくということなのですけれども、

活動推進事業とか、その啓発活動、そういったものに強く臨んでいただきながら、次年度さらには将来的にはもっと予算を確保しながら、ぜひとも周知徹底に取り組んでいただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 131ページの中学生海外派遣事業で中2なのですが、この人数というのは、前年度と同じなのかお聞きいたします。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） 本年度、平成29年度行いました中学生海外派遣30名でございまして、来年度も30名を予定しております。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 30名というその選定方法というのは生徒数なのか、学校で行くのか、その辺少し細かくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） まずは、申請していただくということで、学校割り振りではございません。市内に在住、または市内の中学校に通われている方を対象に申請していただいて、リスニング等の筆記試験、あとはどうしても筆記試験だと大体いっぱい受かるそうで、その後抽せんということで30名を決めさせていただいています。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その審査という形なのですが、例年はやっぱりオーバーするのですか、それとも少ないのですか。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） 今年度、平成29年度の実績は43名応募いただきまして、その中から何とか30名を選ぶということでございまして、リスニング等の筆記試験でどうしてもある程度の、その試験が受からない、通らない、半分とれないという方がたしか1名いらっしゃって、残り42人を30名に絞る抽せんということで、どうしてもオーバーしてしまうという状況であります。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） そのオーバー数というか、定員を決めるときには女性、男性は関係なし。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） 応募者数から関係なく、男女関係なく引くのですが、最後ですが、どうしても偶数にしなくてはならないという事情がありまして、2名ずつホームステイするものですから、奇数にするわけにいかないの、最後例えば女性の方が偶数で20名となったときには、最後の1名は男性の中から選ばなくてはならないと、そういうような最後はどうしても男女を偶数に

するためにそういうのが男女別になってしまうときがありますが、通常はもうほとんど男女別関係なく抽せんいたします。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望なのですが、その辺は公平公正というか、ひとつお願いをいたします。

○委員長（針谷育造君） ほかに。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 135ページ、一番下の財政調整基金積立金についてお伺いしたいと思います。

平成30年度予算には主要事務事業、あるいはこれまでの予算説明において非常にさまざまな計画が進んでいく、そういう予算配分、予算措置をされている大型予算だなというふうに認識をしておりますが、その中でのこの約10億円という金額、これを設定した主な理由をお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 杉山参事兼財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） こちらの財政調整基金積立金につきましては、地方財政法に基づきまして、前年度の決算剰余金の2分の1を積み立てるということになっておりまして、前年度、平成29年度から平成30年度への繰越金を約20億円と見ておりますので、その2分の1ということで10億円、それにあと利子です。基金の利子を加えたものでこの10億4,400万円ですか、という金額を計上しております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 141ページの観光ネットワークサイクリング事業費、ツール・ド・とちぎ負担金というのがあるのですが、さまざまなサイクリングに関しての計画がなされていると思うのですが、主なものを教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） 観光ネットワークサイクリング事業費につきまして、ツール・ド・とちぎということで、皆様ご存じの去年3月から4月頭にかけて3日間にわたりツール・ド・とちぎ、栃木県内で開催された1日目は栃木市を通過したというイベントでございます。そのほかにはフルーツライドということで広報をかけまして、岩舟のフルーツパークとか遊水地などを回っていただいたりするツーリング、自転車とともに回っていただくというようなイベントも行ってございます。重立ったところの自転車のイベントとしては、このようなところでございまして、ほかに幕張メッセですとか、今年ですと埼玉のスーパーアリーナ等でサイクル、自転車関係のイベントがございまして、そこに出展いたしまして、栃木市のサイクリングのコースを説明したり、ここは広域で行ったりしておりますものですから、宇都宮市や那須町と連携しながら栃木市の自転車のコ

ースをいいところですよというところを説明、PRしてきているところであります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 3月23日から25日まで県内のサイクルロードレースが行われる予定なのですけれども、そのとき第1ステージが渡良瀬遊水地ということで、昨年よりもっとしっかりと何か案等、そういうものはお考えなのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） この1日目もツーリングは遊水地ということで、本市で行われるということです。本市のイチゴ等の販売とか試食とか、あとは太鼓などの催し物を行い、市長のスタートで始めさせていただきたいなというふうなことは考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 132ページの文書広報費、下から1、2、3、4行目ですか、放送番組制作委託費、栃木市情報番組等制作委託費、金額は253万4,000円ということで少ないのですが、去年が249万2,000円、今年の方が多いいということなのですが、この放送番組の制作委託費、これについてはどういう方法で、市のほうである程度企画をして、そしてケーブルテレビというか、ほかの会社でもそうですけれども、契約をして実行しているということなのですから、この内容についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

このケーブルテレビ番組制作委託料でございますけれども、大きく分けまして4つあります。1つは、栃木市長通信、これは毎月放送しております。これは、市のほうとして市の政策を市長から市民の皆さんに発信するといった企画も市のほうで企画したものです。

次に、生活文字情報という形でこの番組にあります。番組というか、ケーブルテレビに文字情報として市のいろいろな案内をしているといったものでございます。これも私どものほうでその情報の発信の内容について行っているもので、それをケーブルテレビさんのほうで文字情報を載せていくといった形です。

それと、もう一つはとちぎテレビやエフエム栃木、または栃木放送等、新春のときに特番として市のほうから年度当初、新年の初めに市の市政のいろいろな案内をする特番を組んでございまして、これについても私どものほうで、どういった形のもの情報を発信したらいいかということで、それを市長を通じて特番として放送しているといったものでございまして、そういったものが大きくありまして、それを全部合わせたものがこの金額という形になっております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） テレビを見ていますと、非常に栃木市のそういうニュース番組等が以前からすると充実してきていると。これはケーブルテレビだけではなくして、下野新聞の県南版見ましてもいっときからすると非常に内容充実したニュースが講読者に伝わってきているということで、非常にありがたいのですが、こういった幾つかの番組をつくるについては、その予算というのは、こちらから提案してこの程度でやってもらいたいとか、あるいはそういう放送番組の会社のほうからの予算でもってこれだけかかりますけれども、どうでしょうということで交渉して最終的に決めていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） 金額の決め方ということかと思いますが、市側からというよりもケーブルテレビからの提案、それに市としての予算もありますので、その兼ね合いはお互い協議の上で、金額については決定をさせていただいております。

以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） そのほかにございますでしょうか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 135ページの主要事務事業にもなっておりますホームページリニューアル事業費についてお伺いしたいと思います。

端的に申し上げたいのですけれども、2,100万円という数字、今年度予算で。この予算措置をするホームページのリニューアルということなのですけれども、ここまで予算をとっておく必要があるのかどうか、その内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

ホームページリニューアルでほかの行政についても行ってございまして、何と比べて高いか安いかわかりませんが、今回市で今考えているのは、まずホームページをつくるシステム、そのものをいわゆる変えると。これはもう10年を超えていますので、それ自体を変えると同時に、それを動かすハード的なもの、これも当然変えていく、さらにホームページのシステムでどのようなホームページをつくっていくか、そういうことを企画提案ですか、そこも含めて全コンテンツを見直しをして、ほかの市町村に負けないようなホームページをぜひつくりたいという形で、そういう意味ではそういったものを盛り込んで、さらには職員に対しての今回アクセスシビリティといいまして、障がい者の方とか、いろんな方が見えやすく、使いやすく、そういったホームページをつくり上げていくという意味では、操作する側の職員についても十分な理解と、つくってあげていかなければ

ならないことの研修というのですか、その辺も十分研修をさせていきたいということで、そこも含めての金額を見積もって予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 私たち議会側に対して去年の11月か、暮れだったと思うのですけれども、平成30年度の予算編成を組んでいくに当たっての概算要求の一定の指針というのが示されていた状態だったと思うのですけれども、今回このホームページリニューアル事業費というのは、これ一般財源ですね。ちょっと具体的にお伺いしたいのですけれども、先ほど課長のほうからご説明ありました検討部会の設置、それからサイト自体の構成、構築、そういったもの、それと職員への研修と、主に3つ主要事務事業の説明の欄の中にも書いてあるのです。これの予算の割り振り、具体的に。実際にこれ業務委託ですから、今後また入札とかありながらいろんな減額とかも図っていくのだと思うのですけれども、現段階での2,000万円の主な使われ方というのをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） この2,100万円の大きく分けてどういった見積もりになっているかというご質問かとも思います。先ほど申し上げたシステムを移行したり、どのような形にしていくかという企画、構築、骨組みをつくっていくという、デザインも含めて、その部分が見積額の約8割ぐらいかなというふうに思っております、その部分が大きな要因、金額になっているといったことが実情でございます、そのほかがさっき言った研修とかという形になるかと思えます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 昔からホームページに関しては業務委託に、いわゆる管理とか更新とか、そういったものさえも今まで業務委託をしていましたよね。それを逆に言うと今回組み込むことによって、職員を研修会持って育てていきながら、自前で今後は要はリニューアル、あるいは管理、運営、そういったものをやっていくということでのリニューアルなのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） 委員ご提言のとおり、全く自前で職員が情報発信していくという形のスキルアップ、それが容易にできるようにしたいという思いが一番でございます。そのように考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） もう一回再確認しますけれども、あくまでもこれからは業務委託でホームペ

ージを管理していくのではなくて、自前で栃木市独自で管理をしていくということで認識してよろしいわけですね。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） 済みません。そのとおりでございまして、ただしシステム上の管理運營業務委託というのは発生すると思いますので、そちらはまた別かなというふうに思っておりますが、つくる上では職員が自前でつくっていくといったことではございます。その中で、ホームページの中に広告を出しております。これについては、やはり色合いだったり、デザインだったりとするものが非常に企業のイメージに関するものについては、現在のところこれは職員がつくっておらない、つくらないで、やっぱり専門的な業者で一部分やっている部分もあると思います。そういったことについては、今後も引き続き企業の広告に対しては、もしかすると業務委託は発生するかもしれません。それだけは申し添えておきます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございせんか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 147ページの渡良瀬遊水地利活用事業費についてなのですけども、渡良瀬遊水地の利活用事業費ということの中には三県境の予算はこの中に入っているのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） お答え申し上げます。

この中と申しますか、三県境そのもののご質問だと思いますが、本年度平成29年度である程度の事業が完了するというので、平成30年度以降については重立った予算の計上というのはしてございません。そういうことで、ソフト事業を含めて三県境については関係する加須市、板倉町、栃木市ともどもでPR事業も含めるということではございますので、改めて予算計上はしてございませんで、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかに。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 161ページの総務費、徴税費の中の上から7、8行目ですか、航空写真撮影業務委託料、これについては1年に何回ぐらい飛行して、また機種についてはどういう機種、例えばヘリコプターとかセスナ機とかいろいろありますけれども、この内容についてご説明お願いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） お答えを申し上げます。

先ほど1年に何回飛ぶかというお話でございましたけれども、写真撮影については1回でございます。飛ぶ日にちでございますが、来年の1月1日をめぐに一応飛ばす予定でございます。

もう一つ、機種等については申しわけないのですけれども、そこまでちょっと私のほうで専門知識がないものですから、把握はしておりません。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） わかりました。それともう一つ、この航空写真を撮った後の成果というか、効果というか、それなりにいろいろ税収につながる部分が非常に多いかと思うのですが、その辺の成果についてはどのように考えているのかお聞きします。

○委員長（針谷育造君） 山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） お答えいたします。

成果ということですが、まず航空写真を撮ることによりまして、効率的に固定資産税の客体であります、例えば家屋とか土地の地目の現況が把握できますのでかなり、繰り返しにはなりますが、事務の軽減も図れると思っております。

以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 関連でお伺いしたいと思うのですが、約4,000万円と、1回で4,000万円ですよね。これ1回撮りましたら、その後は何年後に撮られるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） 質問にお答えいたします。

固定資産税の評価替えというものが3年に1度ありますので、次回それに合わせまして3年に1度の航空写真の撮影となります。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 3年後にまた4,000万円という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 済みません、一問一答なので。ちょっと費用対効果という部分先ほど大出委員のほうからも話ありましたけれども、確かに特殊的な専門性というのは非常に強くあるのかなと思うのですが、この辺はやっぱ業務委託ですよね。何か委託する方法をお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） 質問にお答えいたします。

前回は平成27年度に行いまして、そのときが指名競争入札をやっておりますので、同じ方法でやろうと現在のところは考えております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） ぜひとも適正、どこで適正を出すのかというのはちょっと私もわかりませんが、ぜひとも職員の皆様が研究されて、少しでも負担は軽くして欲しいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 山野井資産税課長。

○資産税課長（山野井広実君） お答えいたします。

そのように職員一同努めていきたいと考えております。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 135ページ、また戻りますけれども、済みません、シティプロモーション事業費についてお伺いしたいと思います。

これは主要事務事業の説明の中で、主な事業の内容ということが書かれております。栃木市ふるさと大使の活用というのが一番上にあるのですけれども、このふるさと大使というのはどういった方々で、その方々への報酬も含まれているのか、あとその活用ということなのですけれども、具体的な活用法をお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） それでは、ふるさと大使についてお答えを申し上げます。

現在ふるさと大使については14名、2つの団体の方にお問い合わせをしております、本市のイメージ、知名度アップを図っていただく、そういった形をお願いをしているところでございます。この金額につきましては、報酬ではなくて、1年に1遍栃木市の名物というか、イチゴとか、そういったものをお送りしているものが主なものでございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） わかりました。14名の2団体と。これは担当課のほうで要はお願いに、委嘱というか、お願いしているのかどうかお伺いしたい。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） 委嘱については、私どものほうで所管しております、特に副市長と一緒にお願いしている案件でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 課長、済みません、最後に活用ということなので、来年度、平成30年度に大使の皆さんにどういうことをやってもらうのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） 答弁が漏れました。済みませんでした。活用ということで、全員の方が具体的にどういうふうに行っているかというのは一言でなかなか実際にはないのですが、ただ今年度に1月新春寄席ではないのですけれども、落語の方、古今亭志ん橋さん、それと春風亭柳橋さんに1月の当初だったですか、FMくらのほうに放送に出ていただきまして、そこでふるさと大使としての出演をしていただきました。栃木市にゆかりのある、さまざまこの二方違うので、それなりの思いを語っていただきました。と同時に、この方は栃木市に落語という文化を非常に普及させているということの意味合いもございます。そういった形で来ていただいたということなので、その落語についてもそこで一席打ってもらいまして、高座をつくってもらって、その放送の中でスタジオの中に高座を設けてやったと。これは初めてらしいのですけれども、そういった形で落語の普及という形も含めて活動していただきました。これからは、例えば石川恋さんが渡良瀬のウォーキングに以前1度出ていただきましたけれども、こういった形で、その方のやはり持っているイメージというものがございますので、そういったものと市の行事とか、そういったものをうまく組み合わせて活用を図っていきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、次に移りたいと思います。

9款消防費及び10款教育費を一括した質疑に入ります。9款は290ページから301ページ、10款は329ページの伝建地区拠点施設整備事業費及び伝統的建造物群保存事業費が所管となります。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 291ページです。消防本部運営費のご説明を頂戴したときにこの中で防火衣の言葉が出てきたかと思うのですが、ちょっとそこを確認させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 防火衣の件でご説明させていただきました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） いや、今ので答えはよかったですね。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 消防本部運営費の中でも防火衣が予算づけをされていて、その2行下でも防火衣一式更新事業費ということで防火衣を購入するのに予算立てをされる。この2点で予算立てを

された意味というのを教えていただきたいのですが。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 済みません、先ほどの防火衣ではなくて、消防隊の活動服を運営費の中の消防被服の費に充てております。その点を訂正させていただきます。防火衣に関しては、防火衣の更新事業のほうで購入をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 2本立てでも1本立てでも構わないのですけれども、今回の防火衣一式更新ということで予算立てをされている、これは何着分購入をされるということの予算になります。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 来年度20着分の更新を予定しております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 防火衣というのは、これ繊維が非常に燃えづらくなっているものですから、どうしても高価になってしまいます。1着20万円前後一式ですのだからというふうには認識しておりました。以前お伺いしたときよりは若干高くなっているかと思えます。その中で1点お尋ねしたいのですが、これ今回面体も含んでの話でしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 面体は含んでおりません。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 消防職員さんの消火活動をするに当たって火から身を守る防火衣というのは、非常に重要な役回りを果たすわけでございますが、実は防火衣とあわせまして消防職員さんのほうから多くの要望が出ているのが面体でございます。面体というのは、ヘルメットの下に直接顔面につける防護面でございますので、汗、汚れ等が全部そこに付着するわけです。それをたしか栃木市消防署においては、面体を多くの方で使い回して使っている。これほかの消防署行きますと、佐野市なんかもそうですが、各人に1つ面体が支給されているわけです。面体といえば防火衣とほぼセットで使うときが多いものですから、そういったものも含めた支給というのは、今回はお考えになっていなかったでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城警防課長。

○警防課長（赤城一仁君） お答え申し上げます。

空気呼吸器の面体でございますが、平成31年から平成34年度にかけて、全ての職員に個人配備する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これ各個人に配備ということは、救急隊はあれですけども、ポンプ車に乗るであろうと思われる職員には全部配布をされるということで、あと1年あるわけなのですけども、その間の衛生管理というのは、今現在問題なく行われていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城警防課長。

○警防課長（赤城一仁君） 使用後に消毒、清拭しております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 面体というのは、確かに課長おっしゃったとおり空気呼吸器のほうからも使いますけれども、やはり女性も中にはいらっしゃいますので、なるべく早い面体の導入というのを図っていただきたい、執行残でもあれば、もうそれ使ってでもいいですから、来年度中の購入が可能になるようにご努力いただければと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 291ページの救急救命士養成事業費と会議研修参加負担金というのがあるのですけれども、これで救急救命士の方が誕生していくのかなと思うのですけれども、国家試験を受けながら。どれぐらいの方が誕生したのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城警防課長。

○警防課長（赤城一仁君） お答え申し上げます。

現在平成30年3月1日現在、救急救命士の人数は51名で、実際現場で活動している救命士は43名、そのうち女性が2名でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 295ページ、消火栓設置負担金についてお伺いをいたします。

これは消火栓設置による負担金でございますという説明がありましたが、その下のただし書きの中に消火栓更新工事費負担金ということがございまして、これは新しく新設をされるのか、もしくは改修をされるのか、これどちらなのでしょう。

○委員長（針谷育造君） 本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 消火栓設置負担金の中の消火栓更新工事負担金のことでございますが、お答え申し上げます。

これにつきましては、設置分と増径分が含まれております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 済みません。後半聞き取れませんが、もう一度お願いします。

○委員長（針谷育造君） 本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） お答え申し上げます。

先ほど言いました消火栓の設置分と、増径分と申しまして管の増径、水道管とかの増径です。そういうものも含まれております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） その設置分と増径分、それぞれ何カ所ずつ今回の予算に入っているのかお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 何カ所というのは、ちょっと現在のところは確定しておりませんが、10カ所程度増やしていただければと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 栃木市の消防力を遺憾なく発揮していただくためにはどうしても市内の消火栓、もしくは消火水槽、そういったものの配置というのを効率的に配置をしていってもらわなければならないわけございまして、当然その中には優先順位というものが配置計画の中で立っているのだとばかり思っておりまして、今回の予算がこのぐらいあれば何カ所は設置ができる、もしくは増径も図れるというようなお考えのもとに今回予算立てをしているものだと思っておりました。10カ所ほどできればいいかなということでは、いささかちょっと心もとないのですが、優先順位というのは決まっているのですよね。

○委員長（針谷育造君） 本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 優先順位というものは、当然今後となりますけれども、水道関係の課と協議いたしまして、分署、消防署等含めまして、どこに設置したいかというような協議いたしますか、そういうものを行って、優先順位をつけて設置をしていきたいと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、これから決めるということですか。

○委員長（針谷育造君） 本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） お答え申し上げます。

正確な消火栓の位置でございますが、そういうものについてはこれから協議させていただき、決めていきたいと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それを決めていただくに当たって、各自治会からでもどこからでも要望というものが出ているはずございまして、その要望とか、そういったものの把握というのはきちんと

された上で、その協議をしていただくということによろしいのですよね。

○委員長（針谷育造君） 本名消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） お答え申し上げます。

もし自治会の方等からそういう要望等ございましたら、もちろんそういうものも加味してどこにするかというような協議をしてみたいと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 何か水かけ論になってきたような気がしますので、今回これでちょっとこの問題話やめますけれども、少なくとも7,000万円を超える予算を使う事業でございますので、増径については必要に応じてということで、職員の方、消防団の方が見回りをしている中で水圧が足りない云々の問題もあるから、わかります。しかし、新設の消火栓については、これはやはりここに設置する必要があるから設置するというのが大前提でございますして、地域の方々、そして住宅の新設等も進んでいる、増築、新築が進んでいる中で、やはり水利も増やしていただくと、そういった配置計画等を今後きちんとつくっていただいて、優先順位も図っていただければありがたいなと要望させていただきます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようでありますので、次に移らせていただきたいと思います。

12款公債費及び13款予備費を一括した質疑に入ります。予算書は348ページから351ページであります。

質疑はございますか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 349ページ公債費、非常に市の償還還元金、そして市債の償還利子、高額な金額でございます。これにつきましては、新しいそういう事業を取り入れて、先手必勝で頑張っている。特に国の予算とか県の予算とか大いに使っているから、当然なことなのですけれども、そこでもってこの市債の償還利子が3億8,995万8,000円ということで、59億円から借りているのですから、やむを得ないと思うのですけれども、金利につきましては、今ゼロ金利時代が続いているわけです。そういうことで、地元の金融機関も既に2つ支店を閉鎖して、この5月にはもう一店閉鎖するよううわさが出ていますけれども、どうしても今借り入れ者が少ないということで、金利も借り入れる場合は少なく、金利が低くなっているわけですが、この借入金の利息、利子、これについてはある程度既にもう30年、長期借り入れとか、そういうものは20年も15年も経過している借入金もあると思うのですが、この金利は非常に高い金利で借りていると思うのですが、この辺の金利、一番高いのはどの程度のものか、そしてそういうものがある程度借り入れを、借りかえというのですか、そういうものができないのか、それによって金利が、利息が非常に少なくなるわけですけれ

ども、とにかく借入金だけで3億8,000円というと、一般の企業では破産してしまうような、借入金の利息だけでこれだけするわけですから、その辺について従来の借入金の現在借り入れしている金利、どれくらいで借りているのか、高いもの2つ、3つで結構ですから、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 杉山参事兼財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） お答えいたします。

まず、公債費の利子の関係なのですけれども、今日銀のゼロ金利ということですので、今年度分の借り入れについては、ことしの5月とか借り入れしますので、それはまだ利率はわからないのですが、昨年度、平成28年度に借り入れした利率については、政府系の金融機関につきましては0.01%というふうな低利で借りられておまして、あと民間の金融機関につきましては0.3とか0.4%ということで、現在は非常に低金利で借りられております。過去のものについては、やっぱりこれを超えるような、3%とか4%とか、そういった高い金利もございました。それと、あと起債の借り替えの関係なのですけれども、こちらにつきましては、まず政府系の借り入れにつきましては、こちらは補償金というものが取られ、繰上償還に伴って補償金をというのを払わないといけないということになっておまして、結構この補償金は高いものになってございます。また、民間の金融機関につきましては、契約上繰上償還ができるという契約になっておれば、そういった補償金はなしで繰上償還ができるものでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） もう一つだけ。今政府系金融機関からの借入金については3%程度ということで、これは恐らくゆうちょの金が政府を通じて流れてきていると思うのですが、その辺についてもう少し窓口というのですか、もう少し金利安くするとか、あるいは繰り上げ、額が少ない場合はある程度市の財政を見て、財政力見て全額償還するとか、そういうことはできないのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 杉山参事兼財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） ゆうちょも昔は借りておったのですけれども、民営化に伴ってゆうちょから借りるということはなくなりまして、基本的に先ほど政府系というふうにお話したのは財務省と、あとは中央公共団体金融機構という団体がございまして、そこから政府系ということで借り入れをしている状況でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 非常に金利というのは高いものですから、できるだけ安い金利で借り入れし、しかも新しい事業が市として導入されて、さらなる市の発展のために努力していただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） それでは、ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。予算書は38ページから125ページであります。

質疑はございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 51ページ、使用料の中に職員駐車場使用料というのがございます。これは多分私の勉強不足かもしれないのですが、ここに載っていらっしゃる職員駐車場使用料と121ページ、諸収入にあります職員駐車場利用料の違いについてまずお聞かせいただきたいのです。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） お答え申し上げます。

51ページに載っている駐車場につきましては、市で持っている土地です。市所有の土地に係るところの使用料でございます。そして、雑入のほうで上がっています駐車場のほうは、借地に係るところに車をとめていると、そういったことでの使用料ということではなく、雑入ということで分けて計上させていただいています。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それによって掲載している款項が違うのだというのはわかりました。それで、大体使用料のほう、台数の説明等がございましたので、計算しますと1台当たり6,000円ぐらいになるのかなと思います。そうしましたら、雑入、市で借りている土地にとめている職員さんの駐車場料金というの、利用料というのも一緒なのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これが職員さんの駐車場料金というのが月6,000円、駐車場代が高い、もとの高いところなら、年間で例えば私の知っている限り市内で安くても月三、四千円です。高いところだと月6,000円ですか、それが年間になりますと結構な額になってしまうわけでございますけれども、職員さんの駐車場、以前は無料がございましたが、いろいろありまして今個人負担をお願いしている。これは将来的に駐車場料金を上げていくというお考えはあるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 500円が安いのか、高いかということにつきましては、庁内でも議論があるところでございます。また、無料から500円という金額で徴収するという事に始まって、一、

二年の期間のものでございますから、いましばらくちょっとこのような金額で進めさせていただいて、その後状況見ながらということになろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 46ページ、地方交付税についてお伺いしたいと思います。

説明もあったかとは思いますが、平成29年度においては約2億5,000万円の減額だった、前年度比です。今回当初予算で見積もっている平成30年度の減額が約9億円ということになっております。質問1回伺っていると思うのですがけれども、改めてもう一回この要因についてお伺いしたいと思います。減額の要因です。

○委員長（針谷育造君） 杉山参事兼財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） 交付税のうちの普通交付税についてのご質問だと思うのですが、まず前年度のこちらに金額が100億5,000万円ですか、当初予算額であります。こちらのうちの普通交付税につきましては91億4,200万円が普通交付税の金額でございます。今年の82億5,000万円、平成30年度です、82億5,000万円と比べますと、委員さんおっしゃるように9億円ぐらいの減となっております。実際に平成29年度の普通交付税の交付額というのが約86億4,200万円が実際に、これ決算額になるのですが、その金額でございます。その金額と平成30年度、82億円を比べますと、約4億円ぐらいの減となっております。今回の82億5,000万円という予算の計上の考え方なのですが、先ほどのお話ししました平成29年度の交付額約86億4,000万円ですが、こちらにつきましては国から示されました地方財政計画で、交付税の総額が来年度2%減になるということなものですから、その2%の減というのを見込んで、さらに栃木市の特殊事情として合併特例措置の縮減がございますので、この縮減分も加味してこういった計上になったところでございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） この交付税もだんだん、だんだん減額になってきているというのが現状で、自立計画の中にもいろいろとうたわれているわけですがけれども、次年度、あるいはそれから先の交付税に対する当局の捉え方、考え方、改めてお示し願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 杉山参事兼財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） お答えいたします。

交付税なのですが、国のほうにおきましては、6年連続で交付税総額が減らされているということなものですから、基本的には非常に国の財政も厳しいので、こういった方向が今後も続いていくとは思われます。また、先ほどお話ししましたように、栃木市につきましては合併特例措置の縮減というのがございますので、こちらにもまたマイナスの要因ということで、交付税総額については今

後減っていかざるを得ないのかなというふうには考えております。ただ、今1市3町分の縮減ということが非常に大きなウエートを占めているわけなのですが、こちらが一応平成32年度から、平成32年度まで1市3町分の縮減があるわけなのですが、それ以降につきましては、旧西方町と旧岩舟町分ということなので、こちらについてはそれぞれ特例措置による加算分というのが少ないものですから、その分の交付税の縮減額というのもそれに伴って、今まで1市3町よりは縮減額がかなり少なくなっていくというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） よろしいでしょうか。

質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、議案書の1ページから12ページであります。

第3条、債務負担行為、第4条、地方債、第5条、一時借入金及び第6条、歳出予算の流用を一括した質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたしたいと思います。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 大変申しわけございません。議案第1号の平成29年度一般会計補正予算の中で、広瀬議員からご質問いただきました臨時職員の人数の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

予算のほうでは、53人計上しておりましたが、実質補正後見ている人数は47人ということでございます。共済費につきましては、ちょっと単価が人数で割ると割高になりますが、資格職の高い人安い人と、そういった違いもございますので、不用額を精査した額となっております。

以上でございます。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時02分）